

## 指定管理者議案説明資料

所管 白石区市民部地域振興課

施設の名称（所在地）	札幌市白石東地区センター（白石区本通 16 丁目南）
選定方法	非公募（別紙 1 参照）

### 1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市区民センター条例
(2) 設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与すること。
(3) 施設の事業内容	貸室事業、区民講座の実施、地域住民の交流等を目的とした事業、施設開放事業（ホール、集会室等の無料開放）、図書室業務、物的管理（清掃、警備など）
(4) 現在の指定管理者	札幌市白石東地区センター運営委員会
(5) 指定管理費	29,380 千円（令和 4 年度予算額） ※利用料金制度

### 2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	札幌市白石東地区センター運営委員会
所 在 地	札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 27 号
代 表 者 名	会長 板垣 俊夫
設 立 年 月 日	平成 8 年 3 月 31 日
設 立 目 的	札幌市から指定を受け、札幌市白石東地区センターの指定管理者として、地区センターの業務及び施設の管理運営を行い、地域住民の生活文化、教養の向上を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
基 本 金	なし
職 員 数	6 人（令和 4 年 10 月 1 日現在）※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事 業 概 要 （令 4 年度）	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センター条例第 13 条第 1 項の規定に基づく指定管理者として、札幌市の白石東地区センターの管理運営を行っている。
決 算 （令 3 年度）	収 入 35,960,676 円 支 出 33,766,097 円

### 3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 4 選定結果

別紙 2 のとおり

## 5 事業計画

項目	事業内容
貸室事業	有料施設の使用申込・予約受付及び使用の承認又は不承認などを行う。 ○貸室の種類：ホール（300人収容）、集会室（2室）、和室（1室）、実習室（1室）
区民講座の実施	施設の設置目的に合致し、市民の教養の向上促進等のため各種講座（年間10講座程度、1講座当たり4～8回程度）を行う。 ①スマホ&タブレット講座、②サークル体験講座、③リンパストレッチ講座、④やさしい終活講座、⑤ペン習字講座、⑥クリスマスリース作り講座 など
地域住民の交流等を目的とした事業	施設の設置目的に合致し、幅広い地域住民の交流等を目的とした事業やボランティア性の高い事業を実施する。 ①文化祭事業、②囲碁を楽しむ会、③ミニコンサート事業、④本読み聞かせ、⑤スポーツ事業（グラウンドゴルフ、テニポン、ゲートボール）
施設活用事業	地域の憩いの場の創出のため、空き室等の有効活用事業（無料）を実施する。 ①スポーツ開放（卓球、テニポン、バドミントン、ゲートボール）、②囲碁開放
図書室業務	図書の貸出・返却処理、予約、リクエスト受付、書架整理、利用者登録等に関する業務を行う。
物的管理	施設・設備等の維持管理に関する業務を行う。 ①清掃業務、②警備業務、③設備運転・保守・管理・点検業務、④修繕、⑤外構地管理、⑥除排雪業務
自主事業	古紙回収

## 6 収支計画

（単位：千円）

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	36,351	36,351	36,351	36,351	36,351	181,755
指定管理業務に係る収入	36,321	36,321	36,321	36,321	36,321	181,605
指定管理費	29,611	29,611	29,611	29,611	29,611	148,055
利用料金	6,363	6,363	6,363	6,363	6,363	31,815
その他の収入	347	347	347	347	347	1,735
自主事業等収入 （うち指定管理業務充充分）	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	150 (0)
施設総支出	35,998	36,074	36,150	36,226	36,302	180,750
指定管理業務に係る支出	35,968	36,044	36,120	36,196	36,272	180,600
自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
利益還元	30	30	30	30	30	150
収支の差額	353	277	201	125	49	1,005

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

## 別紙 1

### 選定方法を非公募とした理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全 10 区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内 26 か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴い、住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センター等は、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に関係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことにより、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれると考えられる。

以上のことから、札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることされている。

現在の指定管理者である札幌市白石東地区センター運営委員会は、地縁による団体である町内会等により設立された団体であり、これまで良好に札幌市白石東地区センターの管理運営を行ってきたことから、札幌市白石東地区センター運営委員会に引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市白石東地区センターに係る指定管理者を非公募とする。

## 別紙 2

# 札幌市白石東地区センターの指定管理者の選定結果について

### 1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年7月 29 日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年 10 月 6 日 書類審査、面接審査、選定

### 2 選定委員会委員

委員7名(市職員1人、外部委員6人)

委員長 小牧 豊治 札幌市白石区保護司会会長

委員 安田 弘 札幌コンベンションセンターセンター長

委員 野辺地 節子 白石区連合女性部連絡会議会長

委員 武藤 征一 白石区ふるさと会会長

委員 秋田 英明 公認会計士

委員 河本 結香 社会保険労務士

委員 和泉 年昭 白石区市民部長

### 3 応募団体

1 団体 (非公募)

札幌市白石東地区センター運営委員会 (※現指定管理者)

### 4 選定結果 (指定管理者候補者)

#### (1) 選定された団体

札幌市白石東地区センター運営委員会 代表者 板垣 俊夫

札幌市白石区本通 16 丁目南 4 番 27 号

#### (2) 選定の理由

札幌市白石東地区センター運営委員会は、事業計画が具体的であり、白石東地区センターの設置目的(コミュニティ活動の助長、生涯学習の普及促進)や貸室業務に伴う公平性の観点を十分に理解し、各項目において優れた提案となっている。

特に、施設の効用発揮の観点においては、地域住民組織や利用者団体の代表者で構成されている運営委員会の特徴を生かした様々な組織との連携が図られており、市政推進に大きく寄与するものと認められる。

また、利用者自らが地区センターの運営管理に参加するサポーター制度の取組が定着し、まちづくり活動の担い手の創出、まちづくりの意識の醸成が図られているものとして評価できる。

ほかに、現在、自主事業として古紙回収事業を行っており、当該事業において得られた利益を施設修繕、市民還元事業費として還元するとの提案も評価された。

以上の諸点について選定基準に照らした結果、いずれも高い評価であった。

#### (3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5 点	4.4 点
②施設の効用発揮	85 点	71.4 点
③雇用安定への寄与	30 点	23.0 点
④安定経営能力	45 点	37.2 点
⑤管理経費の縮減	30 点	27.2 点
⑥その他	5 点	3.4 点
合計	200 点	166.6 点
得点率	—	83.3%

